

平成27年3月27日

## 平成27年度法務省調達改善計画

### 1 目的

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするのが不可欠とされている。

本計画は、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）及び「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日行政改革推進会議取りまとめ）に基づき、法務省（地方支分部局等を含む。以下同じ。）が調達する財・サービスの性質に応じた、調達の適切性及び透明性を確保し、国民に対して質の高い公共サービスをより効率的に提供するため、調達に関する目標設定と結果の検証・評価を実施するPDCAサイクルの確立など法務省が取り組むべき事項等について定めるものとする。

### 2 調達の現状分析

平成25年度における法務省の調達の全体像は、別紙のとおり、契約件数は約6,800件、契約金額は約1,400億円であり、そのうち、物品役務等の調達が件数で9割以上、金額で8割以上を占めている。また、法務省では法務本省を始め300を超える会計機関において調達事務を行っているところ、法務本省における調達が法務省全体の契約件数の約1割、契約金額の約6割に達しており、そのうち、情報システムに係る調達が最も大きな割合を占めている。

法務省における随意契約の改善状況は、「随意契約見直し計画」（平成18年6月策定、平成19年1月改定）等に基づき、競争性のある契約方式に移行するなどしたため、全契約件数に占める競争性のない随意契約の割合は、平成17年度の58%から平成25年度の17%へと着実に見直しを行ってきた。また、一者応札については、契約の競争性の向上を図るなどした結果、平成20年度に1,346件あったものが、平成25年度には916件と、その解消に向けた取組を推進してきた。

### 3 重点的な取組

調達の実況分析、これまでの取組状況等を踏まえ、平成27年度においては、次のように重点的に取り組むこととする。

#### (1) 情報システムに係る調達

法務本省における主要な調達である情報システムに係る調達について、国庫債務負担行為による複数年度契約の活用を図るほか、調達改善の取組に関しCIO補佐官の知見を活用する。

| 調達改善の対象      | 調達改善の取組内容   | 調達改善の目標                              |
|--------------|---|--------------------------------------|
| ・情報システムに係る調達 | ・国庫債務負担行為による複数年度契約を活用するとともに、CIO補佐官の助言を受けて仕様の見直し、明確化を図る。<br>・一者応札となった案件につき、その原因の分析にCIO補佐官の知見を活用する。 | ・契約の競争性の確保<br>・契約の透明性の確保<br>・調達費用の削減 |

#### (2) 庁舎維持管理に係る調達

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」等において、一層のコスト削減が求められている庁舎維持管理に係る調達について、国庫債務負担行為による複数年度契約の活用等を図る。

| 調達改善の対象      | 調達改善の取組内容                  | 調達改善の目標                              |
|--------------|----------------------------|--------------------------------------|
| ・庁舎維持管理に係る調達 | ・国庫債務負担行為による複数年度契約の活用等を図る。 | ・契約の競争性の確保<br>・契約の透明性の確保<br>・調達費用の削減 |

### 4 継続的な取組

次の取組については、これまで順次推進してきたところ、平成27年度においても引き続き実施する。

#### (1) 随意契約及び一者応札となっている調達

随意契約及び一者応札となっている調達については、これまでも、事前・事後における厳格な内部チェック、外部有識者により構成する契約監視会議における事後チェック等を通じて見直しを図ってきたところである。

そこで、競争性のない随意契約として調達してきた案件については、個別に精査した上、調達内容等を見直すことなどにより、可能な限り競争性を確保するなどして調達の改善を図る。

一者応札となっている案件については、上記3の取組のほか、個別にその

要因を分析した上、仕様の見直しなどを行うことにより、一者応札の解消に向け一層の調達改善を図る。

| 調達改善の対象     | 調達改善の取組内容   | 調達改善の目標   |
|-------------|---|---|
| ・競争性のない随意契約 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達内容等の見直し</li> <li>・企画競争又は公募の検討</li> <li>・事前・事後における厳格な内部チェックの実施</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達内容の水準の向上</li> <li>・契約の競争性の確保</li> <li>・契約の透明性の確保</li> </ul> |
| ・一者応札       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様の見直し及び明確化</li> <li>・実績の必要性の見直し</li> <li>・発注単位の見直し</li> <li>・競争参加資格の見直し</li> <li>・公告期間の十分な確保</li> <li>・入札説明会及び質問対応の充実</li> <li>・業者等への理解促進のための配布資料等の充実</li> <li>・履行の期間及び期限の十分な確保</li> <li>・業者等からのヒアリング実施</li> <li>・調達の情報提供の充実</li> <li>・国庫債務負担行為による複数年度契約の活用</li> </ul> |   |

## (2) 庁費類（汎用的な物品役務等）の調達

予算執行の効率化の要請の強い庁費関係のうち、汎用的な物品役務等の調達については、これまでも共同調達、仕様の見直しなどにより調達の改善に取り組んできたところであるが、今後も、一層の改善を図る。

| 調達改善の対象 | 調達改善の取組内容   | 調達改善の目標  |
|---------|---|--|
| ・共同調達   | <p>・法務本省においては、中央合同庁舎第6号館入居官署等との共同調達を実施する。</p> <p><b>【実施対象】</b></p> <p>事務用消耗品、速記録作成等業務、自動車運行管理業務、合本・製本業務、官用自動車検査登録等実施業務、コピー用紙、プリンタトナー、電気設備消耗品（蛍光灯等）、衛生関係消耗品、自動車燃料（ガソリン及び軽油）、荷物の集荷配送業務、クリーニング業務、書籍、ファクシミリトナー、健康診断業務、文書の収集運搬及び溶解処理業務、新聞記事のクリッピング業務、郵便切手類及び印紙</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同調達の推進</li> </ul> |

|   |
|---|
| ・地方支分部局等においては、合同庁舎単位、地方ブロック単位又は近隣官署単位での共同調達を実施する。 |
|---|

(3) リサイクルトナーの活用

プリンタ等の機器において、リサイクルトナーを積極的に活用し、経費の削減を図る。

(4) 少額随意契約可能案件における一般競争入札等の実施

会計法令上随意契約によることが認められる少額調達案件について、事務負担等を考慮の上、競争性・透明性の向上等の観点から、案件に応じて一般競争入札による契約方式又はオープンカウンター方式による見積合わせを検討し、実施する。

(5) カード決済の活用

支払事務の効率化を図るため、中央合同庁舎第6号館入居官署における水道料金の支払について、カード決済を活用する。

(6) 旅費業務の効率化

旅費業務の効率化を図るため、中央合同庁舎第6号館入居官署におけるパック商品、チケット手配等の業務について、民間事業者への事務の委託を実施する。また、地方支分部局等における同事務の委託についても、旅費の執行状況等を踏まえ、実施する。

(7) ネットオークションの活用

歳入確保の取組として、法務本省における売却可能な物品の売払いに当たり、事務コストにも留意しつつ、ネットオークションの活用について検討する。

(8) 人事評価への反映

人事評価の実施に当たり、被評価者は、業績目標において、コスト意識や業務改善に関する業績目標を設定することとし、評価者等は、被評価者の調達改善への取組、予算執行の効率化に関する取組及びこれらの成果について、適切に評価に反映するものとする。

(9) 人材の育成

省内研修等を通じ、調達改善への取組、予算執行の効率化等について周知、指導等行うことで職員の能力及び意識の向上を図る。

#### (10) 内部監査の活用

本計画に盛り込んだ取組事項等について、各官署に赴いて実施する内部監査時に実施状況を調査し、その結果を全ての地方支分部局等に周知する。

#### (11) 外部有識者による個別調達案件の点検

法務省の各調達案件について、契約監視会議及び入札監視委員会の外部有識者において、契約の競争性、公正性等の観点から事後チェックを行う。

### 5 実施状況の把握

本計画の実施状況については、上半期及び年度終了後に把握し、取りまとめる。

### 6 自己評価の実施

本計画に関し、上半期及び年度終了後に実施した取組内容、目標の達成状況、今後の対応方針等について、自己評価を行う。

### 7 推進体制

#### (1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、「法務省行政事業レビュー推進チーム」（以下「チーム」という。）により調達改善に取り組むものとする。

チームの統括責任者は、別に定めるところにより設置する「法務省調達改善グループ」によりチームの取組を補佐させるものとする。

#### (2) 外部有識者の参画

自己評価の実施等の際には、契約監視会議の各委員に本計画の取組に関する指導、助言等を求める。

#### (3) その他

ア チームの庶務は、大臣官房会計課において行う。

イ その他チームの運営に関して必要な事項は、統括責任者が定める。

## 8 その他

### (1) 取組状況等の公表

本計画に関する取組状況等については、法務省ホームページにおいて公表する。

### (2) 計画の見直し

本計画は、実施状況等を踏まえ、必要な場合には所要の見直しを行い、法務省ホームページにおいて公表するものとする。

## ○ 法務省における調達現状

## 1 法務省の調達の全体像（平成25年度）

（単位：件、億円）

|            |                | 公共工事等           |                 | 物品役務等             |                   | 計                 |                   |
|------------|----------------|-----------------|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|            |                | 件数              | 金額              | 件数                | 金額                | 件数                | 金額                |
| 競争性のある契約方式 | 競争入札           | (91.5%)<br>388  | (74.1%)<br>163  | (78.4%)<br>5,024  | (80.7%)<br>938    | (79.2%)<br>5,412  | (79.6%)<br>1,101  |
|            | 企画競争・公募による随意契約 | (0.9%)<br>4     | (1.8%)<br>4     | (1.0%)<br>62      | (0.9%)<br>10      | (1.0%)<br>66      | (1.0%)<br>14      |
|            | 不落・不調による随意契約   | (4.7%)<br>20    | (23.2%)<br>51   | (2.3%)<br>146     | (1.3%)<br>15      | (2.4%)<br>166     | (4.8%)<br>66      |
|            | 小計             | (97.1%)<br>412  | (99.1%)<br>218  | (81.7%)<br>5,232  | (82.9%)<br>963    | (82.6%)<br>5,644  | (85.4%)<br>1,181  |
| 競争性のない随意契約 |                | (2.9%)<br>12    | (0.9%)<br>2     | (18.3%)<br>1,173  | (17.1%)<br>200    | (17.4%)<br>1,185  | (14.6%)<br>202    |
| 合計         |                | (100.0%)<br>424 | (100.0%)<br>220 | (100.0%)<br>6,405 | (100.0%)<br>1,163 | (100.0%)<br>6,829 | (100.0%)<br>1,383 |

（注1） 件数及び金額は、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）に基づき、集計・公表しているデータ（少額随意契約を除く。）により作成（以下同じ。）。

（注2） 上段（ ）書きは、合計に対する割合を示す。

## 2 法務省における随意契約の改善状況

（単位：件、億円）

| 年度     | 競争性のある契約方式       |                  | 競争性のない随意契約       |                | 合計    |       |
|--------|------------------|------------------|------------------|----------------|-------|-------|
|        | 件数               | 金額               | 件数               | 金額             | 件数    | 金額    |
| 平成17年度 | (41.9%)<br>2,787 | (50.6%)<br>835   | (58.1%)<br>3,869 | (49.4%)<br>815 | 6,656 | 1,650 |
| 平成23年度 | (80.8%)<br>5,591 | (77.3%)<br>942   | (19.2%)<br>1,325 | (22.7%)<br>276 | 6,916 | 1,218 |
| 平成24年度 | (80.9%)<br>5,443 | (84.5%)<br>1,351 | (19.1%)<br>1,282 | (15.5%)<br>248 | 6,725 | 1,599 |
| 平成25年度 | (82.6%)<br>5,644 | (85.4%)<br>1,181 | (17.4%)<br>1,185 | (14.6%)<br>202 | 6,829 | 1,383 |

（注） 上段（ ）書きは、合計に対する割合を示す。

### 3 法務省における一者応札の改善状況

(単位:件)

| 年度     | 区分 | 競争入札  | うち一者応札           |
|--------|----|-------|------------------|
| 平成20年度 |    | 5,290 | (25.4%)<br>1,346 |
| 平成23年度 |    | 5,390 | (15.7%)<br>845   |
| 平成24年度 |    | 5,159 | (15.7%)<br>812   |
| 平成25年度 |    | 5,412 | (16.9%)<br>916   |

(注) 上段( )書きは、競争入札に占める割合を示す。

### 4 法務本省における主な調達の内訳 (平成25年度)

(調達金額の構成比が大きい上位10類型)

(単位:億円, 件)

| 順位 | 調達類型                            | 件数  | 構成比   | 金額    | 構成比   |
|----|---------------------------------|-----|-------|-------|-------|
| 1  | 情報システム関係経費(機器の購入, 賃貸借, 開発, 保守等) | 299 | 50.4% | 615.6 | 73.8% |
| 2  | 公共工事等                           | 58  | 9.8%  | 135.0 | 16.2% |
| 3  | 通信費                             | 25  | 4.2%  | 30.3  | 3.6%  |
| 4  | 被収容者等に対する食糧費                    | 6   | 1.0%  | 13.8  | 1.7%  |
| 5  | 事務用品の購入等                        | 43  | 7.3%  | 12.9  | 1.5%  |
| 6  | 被収容者等に対する被服費                    | 37  | 6.2%  | 7.9   | 1.0%  |
| 7  | 印刷製本費                           | 37  | 6.2%  | 6.6   | 0.8%  |
| 8  | 庁舎維持管理経費                        | 48  | 8.1%  | 5.2   | 0.6%  |
| 9  | 光熱水料, 燃料費                       | 11  | 1.9%  | 3.4   | 0.4%  |
| 10 | 新聞, 図書及び定期刊行物の購入                | 29  | 4.9%  | 3.2   | 0.4%  |

(注) 上記調達には、地方支分部局等において必要とされる物品役務等を法務本省において一括調達を行い、地方支分部局等に配布等を行う調達を含む。